

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例	1
○ 舞鶴市の職員の服務の宣誓に関する条例	2
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例	3
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	5
○ 舞鶴市消防団条例	7
○ 舞鶴市旅費条例	10
○ 舞鶴市防災会議条例	11
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例	12
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例	14
○ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例	16
○ 河守基金条例	17
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	18
○ 舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例	20
○ 舞鶴市行政財産使用料条例	21

○ 舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例	23
---------------------------	----

廃止する条例

○ 舞鶴市水防協議会条例	24
--------------	----

土地開発公社定款の変更に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市土地開発公社定款	25
---------------	----

舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例旧新対照表

旧	新
第 11 条 退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受くるの権利は之を譲渡し又は担保に供することを得ず<u>ただし株式会社日本政策金融公庫に担保に供するはこの限にあらず</u> 前項の規定に違反したときは退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料の支給を差止むべし	第 11 条 退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受くるの権利は之を譲渡し又は担保に供することを得ず 前項の規定に違反したときは退隠料、通算退職年金及び遺族扶助料の支給を差止むべし 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

舞鶴市の職員の服務の宣誓に関する条例旧新対照表

旧	新
(職員の服務の宣誓) 第2条 <u>新たに職員となった者は、任命権者(府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。))にあっては、舞鶴市教育委員会。以下同じ。))又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u> 2 (略) 別記様式(第2条関係) 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 ㊞	(職員の服務の宣誓) 第2条 <u>新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名し、これを任命権者(府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。))にあっては、舞鶴市教育委員会。以下同じ。))に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u> 2 (略) 別記様式(第2条関係) 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
(期末手当) 第 30 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 72.5</u>」とする。 4 から 6 まで (略)	(期末手当) 第 30 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 67.5</u>」とする。 4 から 6 まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置) 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第 30 条第 2 項(同条第 3 項又は第 2 条の規定による改正後の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び舞鶴市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第 30 条第 4 項から第 6 項まで(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第 17 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 34 条の 2 第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 8 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日(同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以

旧	新
	下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。 (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15 イ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1号に規定する特定任期付職員 167.5分の10 (2) 再任用職員 72.5分の10 (委任) 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新
(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 2及び3 (略)	(給与条例の規定の読替え) 第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 2及び3 (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置) 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第30条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び舞鶴市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第30条第4項から第6項まで(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第34条の2第1項から第4項まで、第6項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以

旧	新
	下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。 (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15 イ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1号に規定する特定任期付職員 167.5分の10 (2) 再任用職員 72.5分の10 (委任) 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧	新																												
(報酬及び手当) 第 12 条 団員には、別表第 2 に定める報酬及び別表第 3 に定める手当を支給する。ただし、休団中の団員には、報酬を支給しない。 2 前項に規定する報酬の支給方法については、舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 36 号)の適用を受ける職員の例による。 (退職記念品等) 第 13 条 団員が退職したときは、別表第 4 の範囲内で記念品を贈与し、勤続 5 年以上で成績が優秀であったものには、感謝状を併せて授与する。 (費用弁償) 第 15 条 団員が公務のため旅行する場合は、舞鶴市の常勤の職員の例により費用弁償として旅費を支給する。この場合において、舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)別表の旅費等級の適用については、別表第 5 に定めるところによる。 2 (略) 別表第 2(第 12 条関係) <table><tr><th>支給単位</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="5">年額</td><td>団長 72,000 円</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>副団長 40,000 円</td></tr><tr><td>部長 28,000 円</td></tr><tr><td>班長 22,000 円</td></tr><tr><td>団員 16,000 円</td></tr></table>	支給単位	金額	摘要	年額	団長 72,000 円		副団長 40,000 円	部長 28,000 円	班長 22,000 円	団員 16,000 円	(報酬) 第 12 条 団員には、別表第 2 に定める年額報酬、出動報酬及び機械整備報酬を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬を支給しない。 2 前項に規定する年額報酬の支給方法については、舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 36 号)の適用を受ける職員の例による。 (退職記念品等) 第 13 条 団員が退職したときは、別表第 3 の範囲内で記念品を贈与し、勤続 5 年以上で成績が優秀であったものには、感謝状を併せて授与する。 (費用弁償) 第 15 条 団員が公務のため旅行する場合は、舞鶴市の常勤の職員の例により費用弁償として旅費を支給する。この場合において、舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)別表の旅費等級の適用については、別表第 4 に定めるところによる。 2 (略) 別表第 2(第 12 条関係) <table><tr><th>種別</th><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td rowspan="5">年額報酬</td><td>団長</td><td>72,000 円</td></tr><tr><td>副団長</td><td>45,500 円</td></tr><tr><td>部長</td><td>37,000 円</td></tr><tr><td>班長</td><td>37,000 円</td></tr><tr><td>団員</td><td>36,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">出動報酬</td><td>火災出動</td><td rowspan="2">2 時間以内の出動 1 回につき 2,000 円</td></tr><tr><td>水防出動</td></tr></table>	種別	区分	報酬額	年額報酬	団長	72,000 円	副団長	45,500 円	部長	37,000 円	班長	37,000 円	団員	36,500 円	出動報酬	火災出動	2 時間以内の出動 1 回につき 2,000 円	水防出動
支給単位	金額	摘要																											
年額	団長 72,000 円																												
	副団長 40,000 円																												
	部長 28,000 円																												
	班長 22,000 円																												
	団員 16,000 円																												
種別	区分	報酬額																											
年額報酬	団長	72,000 円																											
	副団長	45,500 円																											
	部長	37,000 円																											
	班長	37,000 円																											
	団員	36,500 円																											
出動報酬	火災出動	2 時間以内の出動 1 回につき 2,000 円																											
	水防出動																												

旧			新		
別表第 3(第 12 条関係)				救助出動	2 時間を超える出動 1 回につき 2,000 円に 2 時間を超える 1 時間までごとに 1,000 円を加えた額
				警戒出動	1 回につき 2,000 円
				警備出動	1 回につき 1,000 円
				訓練出動	
			機械整備報酬	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円
				小型動力ポンプ付積載車	
				搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円
				小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円
			(削除)		
			別表第 3(第 13 条関係)		
区分	種別	支給金額			
機械整備手当	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円			
	小型動力ポンプ付積載車				
	搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円			
	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円			
出動手当	火災出動	5 時間未満の出動 1 回につき			
	水防出動	2,000 円			
	救助出動	5 時間以上の出動 1 回につき			
		5,000 円			
	警戒出動	1 回につき 2,000 円			
	警備出動	1 回につき 1,000 円			
	訓練出動				

旧	新
(略) <u>別表第 5</u> (第 15 条関係) (略)	(略) <u>別表第 4</u> (第 15 条関係) (略) 改正附則 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市旅費条例旧新対照表

旧	新
別表(第2条、第3条関係) 旅費額表 (略) (鉄道賃) 1 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。 (1)から(5)まで (略) (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座席指定料金を徴する客車を運行する線路で旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号又は第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金 2 (略) (船賃) 3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び<u>さん橋賃</u>を含む。以下この項において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。 (1)から(6)まで (略) 4 から8まで (略)	別表(第2条、第3条関係) 旅費額表 (略) (鉄道賃) 1 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。 (1)から(5)まで (略) (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座席指定料金を徴する客車を運行する線路で旅行をする場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号又は第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金。<u>ただし、全ての客車において座席指定料金を徴する線路による旅行の場合には、特命によることなく、座席指定料金を支給する。</u> 2 (略) (船賃) 3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び<u>栈橋賃</u>を含む。以下この項において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。 (1)から(6)まで (略) 4 から8まで (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市防災会議条例旧新対照表

旧	新
(所掌事務) 第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>舞鶴市地域防災計画</u>を作成し、<u>及び</u>その実施を推進すること。 (2) から (4) まで (略)	(所掌事務) 第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) <u>地域防災計画及び水防計画</u>を作成し、<u>並びに</u>その実施を推進すること。 (2) から (4) まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 (略)

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 附 則 1 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置) 13 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 附 則 1 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置) 13 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「副市長」ととあるのは「副市長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」ととする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項の改正規定及び第2条中舞鶴市教育長の給与等に関する条例附則第6項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。 (令和4年6月に支給する市長及び副市長の期末手当に関する特例措置) 2 令和4年6月の市長及び副市長の期末手当の支給についての第1条

旧	新
	の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは、「100分の15」と、舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。 3 （略） （委任） 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

旧	新
(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 附 則 1 から 5 まで (略) (期末手当に関する特例) 6 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」と」とあるのは「教育長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とする。	(給料以外の給与) 第4条 (略) 2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。 附 則 1 から 5 まで (略) (期末手当に関する特例) 6 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「教育長」と」とあるのは「教育長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項の改正規定及び第2条中舞鶴市教育長の給与等に関する条例附則第6項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。 2 (略) (令和4年6月に支給する教育長の期末手当に関する特例措置) 3 令和4年6月の教育長の期末手当の支給についての第2条の規定

旧	新
	による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは、「100分の15」と、舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。 (委任) 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市消防団員等公務災害補償条例旧新対照表

旧	新
(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	(損害補償を受ける権利) 第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

河守基金条例旧新対照表

旧	新
(財産の種類) 第2条 基金に属する財産は、河守浩及び河守和彦から寄附を受けた財産で次の各号に掲げるものとする。 (1)から(4)まで (略) (公益事業の定義) 第3条 この条例において「公益事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)から(4)まで (略) (運用益金の処理) 第5条 基金から生ずる収益は、これを予算に計上して公益事業のために使用し、又はこの基金に積み立てるものとする。 2 前項の規定により積み立てた基金は、必要に応じ、予算に計上して公益事業のために使用するものとする。	(財産の種類) 第2条 基金に属する財産は、河守浩及び河守和彦から寄附を受けた財産で次に掲げるものとする。 (1)から(4)まで (略) (公益事業の定義) 第3条 この条例において「公益事業」とは、次に掲げるものをいう。 (1)から(4)まで (略) (運用益金の処理) 第5条 基金から生ずる収益は、これを予算に計上して公益事業及び基金に属する財産の維持管理のために使用し、又はこの基金に積み立てるものとする。 2 前項の規定により積み立てた基金は、必要に応じ、予算に計上して公益事業及び基金に属する財産の維持管理のために使用するものとする。 改正附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)から(3)まで (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(ウ) (略)</u> イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)から(3)まで (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (削除) <u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(イ) (略)</u> イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u> (削除)

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例旧新対照表

旧	新
(分掌事務) 第 2 条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) (4) 市民文化環境部 ア 人権擁護の推進に関すること。 イ 環境の保全及び廃棄物の処理に関すること。 ウ 地域コミュニティに関すること。 エ 生涯学習に関すること。 オ 文化に関すること。 カ スポーツに関すること。 キ 戸籍及び住民記録に関すること。 <u>ク 生活相談に関すること。</u> (5) 福祉部 ア 社会福祉一般に関すること。 イ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。 ウ 障害者福祉に関すること。 エ 国民年金に関すること。 オ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。 カ 生活保護に関すること。 (6)から(8)まで (略)	(分掌事務) 第 2 条 公室及び部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) (4) 市民文化環境部 ア 人権擁護の推進に関すること。 イ 環境の保全及び廃棄物の処理に関すること。 ウ 地域コミュニティに関すること。 エ 生涯学習に関すること。 オ 文化に関すること。 カ スポーツに関すること。 キ 戸籍及び住民記録に関すること。 (削除) (5) 福祉部 ア 社会福祉一般に関すること。 イ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。 ウ 障害者福祉に関すること。 エ 国民年金に関すること。 オ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。 カ 生活保護に関すること。 <u>キ 生活相談に関すること。</u> (6)から(8)まで (略) 改正附則 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市行政財産使用料条例旧新対照表

旧	新
(使用料) 第2条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、使用者の申請により当該年度分の使用料を当該年度内において分割して徴収することができる。 別表(第2条関係) 行政財産使用料 (略) (備考) 1 使用料の特例措置 (1)から(3)まで (略) 2 使用料の計算方法 (1) <u>面積若しくは長さ</u>が1平方メートル未満<u>若しくは1メートル未満</u>のもの又は<u>面積若しくは長さ</u>に1平方メートル未満<u>若しくは1メートル未満</u>の端数が生じた場合は、当該端数をそれぞれ1平方メートル<u>又は1メートル</u>として計算する。 (2)から(6)まで (略) 3 (略)	(使用料) 第2条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、<u>使用料を納入すべき期限を別に指定し、又は使用者の申請により当該年度分の使用料を当該年度内において分割して徴収することができる。</u> 別表(第2条関係) 行政財産使用料 (略) (備考) 1 使用料の特例措置 (1)から(3)まで (略) (4) <u>遊覧船の旅客の乗降の用に供するために護岸及びその周辺の土地を使用する場合の使用料については、この表の定めにかかわらず、遊覧船の運航1便につき当該遊覧船の総トン数1トン当たり、3.6円とする。</u> 2 使用料の計算方法 (1) <u>面積、長さ若しくは重さ</u>が1平方メートル未満、<u>1メートル未満若しくは1トン未満</u>のもの又は<u>面積、長さ若しくは重さ</u>に1平方メートル未満、<u>1メートル未満若しくは1トン未満</u>の端数が生じた場合は、当該端数をそれぞれ1平方メートル、<u>1メートル又は1トン</u>として計算する。 (2)から(6)まで (略) 3 (略) 改正附則

旧	新
	この条例は、令和４年４月１日から施行する。

舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例旧新対照表

旧	新
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「介護等の業務」とは、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所</u>において行われる利用者への介護、支援等の業務をいう。	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「介護等の業務」とは、次に掲げる事業所又は施設において行われる利用者への介護、支援等の業務をいう。 (1) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所</u> (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び地域生活支援事業を行う事業所</u> (3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく指定障害児通所支援事業所</u> 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際既に養成施設等を卒業した者に係る修学資金の返還の免除については、この条例による改正後の舞鶴市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

廃止する条例

舞鶴市水防協議会条例 平成 12 年 3 月 30 日 条例第 15 号 舞鶴市水防協議会条例(昭和 25 年条例第 12 号)の全部を改正する。 (設置) 第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、舞鶴市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (組織) 第 2 条 協議会は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。 (委員の委嘱等) 第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1) 関係行政機関の職員 (2) 水防関係団体の代表者 (3) 学識経験を有する者 2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とし、同項第 3 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 協議会の委員は、再任されることができる。 (会長) 第 4 条 協議会の会長は、市長をもって充てる。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (協議会の会議) 第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。 2 協議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くこと	ができない。 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (幹事) 第 6 条 協議会に、会議の運営を補助するため、幹事を置くことができる。 2 幹事は、舞鶴市職員のうちから市長が任命する。 (庶務) 第 7 条 協議会の庶務は、舞鶴市消防本部において行う。 (委任) 第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
--	---

舞鶴市土地開発公社定款旧新対照表

旧	新
(役員) 第 6 条 公社に次の役員を置く。 (1) 理事 7 名以上 11 名以内 うち 理事長 1 名 副理事長 1 名 <u>専務理事 1 名</u> (2) (略) (役員の職務及び権限) 第 7 条 (略) 2 (略) <u>3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の常務を処理し、理事長及び副理事長とともに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) (役員の任命) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 副理事長<u>及び専務理事</u>は、理事長が選任する。 (兼職の禁止) 第 13 条 <u>専務理事及び職員</u>は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合は、この限りでない。	(役員) 第 6 条 公社に次の役員を置く。 (1) 理事 7 名以上 11 名以内 うち 理事長 1 名 副理事長 1 名 (2) (略) (役員の職務及び権限) 第 7 条 (略) 2 (略) (削除) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (役員の任命) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 副理事長は、理事長が選任する。 (兼職の禁止) 第 13 条 職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。ただし、理事長の承認を得た場合は、この限りでない。 改正附則 この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。